## ○北斗市競争入札参加資格者指名停止基準

平成26年7月11日

訓令第14号

改正 平成31年4月12日訓令第18号

改正 令和4年3月30日訓令第19号

北斗市競争入札参加資格者指名停止基準(平成18年北斗市訓令第98号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 北斗市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る指名競争入 札に参加する資格を有する者(以下「有資格業者」という。)の指名停止の事務処理につ いては、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この基準及び北斗市競争入札参加資 格者指名停止基準運用方針に定めるところによるものとする。

(指名停止)

- 第2条 市長は、有資格業者が別表第1又は別表第2の各号(以下「別表各号」という。) に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところに より期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
- 2 市長が指名停止を行ったときは、指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名 停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名 しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該 措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止 の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
  - (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ同表各号の措置要件に該当することとなったとき。
  - (2) 別表第1及び別表第2中第9号から第17号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9号から第17号までの措置要件

に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の 期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を 生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める 必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明 らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。 (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)
- 第4条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止に ついて責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当 該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指 名停止を併せ行うものとする。
- 2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 4 市長は、指名停止の期間中の有資格業者に対し、第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更を行うときは、前3項の規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3条第5項の規定により指名停止の期間の変更をした有資格業者の変更後の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の期間の変更を行うものとする。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者に対し、第3条第6項の規定による指名停止の 解除を行うときは、第1項から第3項までの規定により指名停止を行った下請負人、共同

企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3条第6項の規定により指名停止の解除を行った有資格業者と併せて指名停止の解除を行うものとする。

(指名停止の通知)

- 第5条 市長は、第2条第1項若しくは第4条第1項から第3項の規定により指名停止を行い、第3条第5項若しくは第4条第4項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3条第6項若しくは第4条第5項の規定により指名停止を解除したときは、競争入札参加指名停止書(様式第1号)、競争入札参加指名停止期間変更通知書(様式第2号)又は競争入札参加指名停止解除通知書(様式第3号)により当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が 北斗市の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴する ものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 支出負担行為担当者等は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が北斗市の発注する契約に係る工事等の全 部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口答で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の審査)

- 第9条 指名停止は、北斗市建設工事等入札参加者選考委員会にて審査するものとする。 (指名停止の公表)
- 第10条 市長は、第5条第1項の規定に基づき指名停止に関する通知を行ったときは、当該有資格業者について次に掲げる事項を公表するものとする。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 所在地又は住所
  - (3) 指名停止期間
  - (4) 指名停止理由

## (5) その他必要な事項

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月12日訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月30日訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。